
令和7年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 議 録 (第5日)

令和7年3月21日(金曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 議案第21号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 議案第22号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第23号 令和7年度宇美町上水道事業会計予算

日程第4 議案第24号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算

日程第5 議案第25号 令和7年度宇美町一般会計予算

追加日程第一 同意第2号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第二 議案第26号 宇美町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第三 発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第21号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 議案第22号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第23号 令和7年度宇美町上水道事業会計予算

日程第4 議案第24号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算

日程第5 議案第25号 令和7年度宇美町一般会計予算

追加日程第一 同意第2号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第二 議案第26号 宇美町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第三 発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員(11名)

1番 小林 孝昭

2番 安川 禎幸

3番	高橋 紳章	4番	丸山 康夫
5番	平野 龍彦	6番	安川 繁典
8番	黒川 悟	9番	鳴海 圭矢
10番	白水 英至	11番	藤木 泰
12番	古賀ひろ子		

欠席議員（1名）

7番 入江 政行

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安川 茂伸	副町長	……………	原田 和幸
副町長	……………	一木 孝敏	教育長	……………	折居 邦成
総務課長	……………	八島 勝行	地域コミュニティ課長	…	太田 一男
シティプロモーション課長	…	瓦田 浩一	企画財政課長	……………	工藤 正人
税務課長	……………	田口 嘉輝	会計課長	……………	大神 隆史
住民課長	……………	野田 幸二	健康課長	……………	水野 治也
福祉課長	……………	佐伯 剛美	環境課長	……………	石川 和男
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	藤木 義和
上下水道課長	……………	前田 友博	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	竹下 健一	こどもみらい課長	……	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。

本日の議事日程第5号を表示しておりますので、御確認ください。また、当初予算審査特別委員会委員長より提出された報告書を追加しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が7番、入江議員から出ておりますので、御報告します。

お諮りします。本日までに町長から同意第2号と議案第26号が、議会運営委員会委員長から発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一から第三として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

同意第2号、議案第26号、発議第1号を日程に追加し、追加日程第一から第三として議題とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 議案第21号

日程第2. 議案第22号

日程第3. 議案第23号

日程第4. 議案第24号

日程第5. 議案第25号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、議案第21号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算から、日程第5、議案第25号 令和7年度宇美町一般会計予算までを一括議題とします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。丸山当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（丸山康夫）

当初予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和7年3月21日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。当初予算審査特別委員会委員長丸山康夫。記。委員会開催日、令和7年3月17日、18日。

事件の名称、議案第21号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億7,766万6,000円とされており、前年度と比較すると5,450万6,000円の増額となっています。増額となった主な要因は、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことによる被保険者数の増加及び保険料率の改定に伴う保険料収入

額の増加によるものです。

歳出については、1款総務費は人件費を中心とした一般管理費及び保険料徴収に係る徴収費です。2款後期高齢者医療広域連合納付金は宇美町で徴収する保険料などの納付金であり、3款諸支出金は保険料還付金、4款は予備費です。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料、2款使用料及び手数料は督促手数料です。3款繰入金は一般会計繰入金、4款繰越金は前年度繰越金、5款諸収入は延滞金及び雑入です。

審査では、保険料率の内容、資格確認書の交付状況について質疑がありました。採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第22号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ38億1,524万6,000円とされており、前年度と比較すると1億3,352万6,000円の減額となっています。減額となった主な要因は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大などに伴い、被保険者数が大幅に減少していることによるものです。

歳出については、1款総務費は人件費や収納業務委託料などを含む一般管理費、2款保険給付費は療養給付費が主なものです。3款国民健康保険事業費納付金は、県に納付する医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。6款保健事業費は、保健指導従事者の人件費などの保健事業費、医療費適正化推進事業費及び特定健康診査等事業費です。8款公債費は一時借入金に係る利子、9款諸支出金は保険税の還付金及び還付加算金、11款は予備費です。

歳入については、1款国民健康保険税、2款使用料及び手数料は督促手数料、4款県支出金は保険給付費等交付金です。5款繰入金は、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金が主なものです。6款繰越金は前年度繰越金で、7款諸収入は延滞金が主なものです。

審査では、高額療養費の内訳、特定健康診査受診率向上の目的、健康アプリ導入の経緯について質疑がありました。採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第23号 令和7年度宇美町上水道事業会計予算。

給水戸数1万5,058戸、年間配水量347万8,000立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和7年度における純利益の見込みは142万円余、年度末資金残高は3億9,633万円余となっています。

収益的収入については、1款水道事業収益で、水道使用料などの営業収益、他会計負担金などの営業外収益です。

収益的支出については、1款水道事業費用で、営業費用は、浄水場勤務職員などの人件費、ろ過池天地替工事などの工事請負費や動力費などの原水及び浄水費、メーター検針等業務などの委

託料、福岡地区水道企業団からの受水費などの配水及び給水費、人件費及び徴収に係る費用などの総係費、減価償却費が主なものです。営業外費用は、企業債9口分の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額が主なものです。

資本的収入については、工事負担金及び国庫補助金です。

資本的支出については、9口分の企業債償還金、配水設備工事費などの改良費及び予備費です。

審査では、漏水調査の状況、上の原調整池水位計ディスプレイ及び河原のしずく防犯カメラの修繕の理由、受水費と上水道収益との関係、配水管耐震化工事の現状、耐震化計画の策定状況、有機フッ素化合物（PFAS）を含む水質検査について質疑がありました。討論では、賛成討論が1件ありました。採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第24号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算。

処理戸数1万3,956戸、年間総処理水量268万4,000立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和7年度における純利益は9,087万円余、年度末資金残高は8,306万円余の見込みとなっています。

収益的収入については、1款下水道事業収益で、下水道使用料、他会計負担金などの営業収益、長期前受金戻入などの営業外収益です。

収益的支出については、1款下水道事業費用で、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などの営業費用、企業債9口分の支払利息などの営業外費用及び予備費です。

資本的収入については、企業債、一般会計繰入金の他会計負担金、社会資本整備総合交付金などの補助金、下水道事業受益者負担金などの負担金です。

資本的支出については、工事請負費などの下水道事業費及び流域下水道建設負担金の建設改良費、86口分の企業債償還金及び予備費です。

審査では、施設補修工事の内容、下水道未接続の状況及びその対応について質疑がありました。討論では、賛成討論が1件ありました。採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第25号 令和7年度宇美町一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ151億2,783万8,000円で、前年度当初予算と比較すると13億188万9,000円の増額となっており、過去最大規模の当初予算となっています。

歳出については、1款議会費は議会運営経費、2款総務費はふるさと宇美町応援寄附事業費、ふるさと応援基金費、情報システム共同化事業費などが主なものです。

3款民生費は、特定教育・保育施設運営経費、児童手当関係経費、障害者自立支援給付事業費、4款衛生費はごみ処理事業費、予防接種事業費、5款労働費は働く婦人の家の運営経費が主なも

のです。6款農林水産業費は森林機能保全事業費、7款商工費は商工業活性化事業費、8款土木費は流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費、9款消防費は粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費などが主なものです。10款教育費は武道館管理費、学校給食管理費、学校教育推進事業費が主なもので、11款災害復旧費、12款公債費及び14款予備費です。

歳入については、1款町税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款自動車税環境性能割交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金となっています。12款分担金及び負担金は、保育園費負担金などの民生費負担金、13款使用料及び手数料は土木使用料が主なものです。14款国庫支出金は、障害者福祉費負担金などの民生費国庫負担金、15款県支出金も、障害者福祉費負担金などの民生費県負担金が主なものです。16款財産収入は不動産売払収入、財産貸付収入、17款寄附金はふるさと宇美町応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金が主なものです。18款繰入金は財政調整基金繰入金などで、19款繰越金、20款諸収入及び21款町債です。

審査では、質疑多数のため、本委員会の記録を参考とすることで内容の記述は省略いたします。採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

報告が終わりました。丸山委員長、議席にお戻りください。

ただいまから10時25分まで休憩します。

10時15分休憩

.....

10時25分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

これから、議案第21号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は、議案第21号に反対の立場から討論をいたします。

もう言うまでもないことですが、後期高齢者というのは、基本的には収入がない状況で生活を

しております。しかし、支給される年金の額というのは非常に僅かなもので、物価高騰の影響もあって、今、高齢者の方々、非常に厳しい生活を強いられている。こういった状況の中で、幾ら制度とはいえ、保険料を75歳以上の方から死ぬまで取り続ける、この制度自体の是非というのは、私は問い続けたいというふうに思います。

長生きすればするほど保険料の負担が多くなっていく、こういった制度は、私は間違っていると思いますので、この制度の廃止を訴えまして反対討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸ですが、私は賛成の立場で討論させていただきます。

年間の医療費、40兆円を超えるという医療費を賄うということになりますと、やはり世界に冠たる国民皆保険制度、この制度を守らなくてはいけないというところで、そのためにも必要な制度であるというふうに認識しているところです。

したがって、賛成という討論をさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は、議案第22号に反対の立場から討論をいたします。

昨年より、従来発行されておりました紙の保険証が発行されなくなり、マイナ保険証あるいは資格確認書で医療を受けられるということになりました。これまで日本が長らく続けていた国民健康保険のシステムが大きく変わっていくことになるわけですが、なぜこれをマイナンバーカードと保険証を一体化させる必要があるのかということについては、私はまだ納得がいておりません。

病院の窓口で顔で認証できるということになっていたんですけども、場合によっては、パスワード入力でも受け付けるということで、当初言っていた形とだいぶ、なんか窓口や現場でのやり方が変わってきたなというふうに思わざるを得ないところもあり、政府がやろうとしていることと現場が乖離が起こっているというふうに言わざるを得ないわけですね。

また、値上げした、していないに関わらず、保険料がやっぱり高過ぎるというのは大変大きな問題だと思います。一般の家庭でも、年収の1割近くを国民健康保険料で持っていかれるというのは、この昨今の経済状況、物価高騰の折から見ても大変大きな負担だというふうに言わざるを得ません。

私は、これについては国庫の負担率を上げることによって対応していくべきだと、保険料の値上げで対応するべきではないというふうに考えております。

以上のことを申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川です。賛成の立場で討論させていただきます。

まず、マイナンバーカードの保険証としての利用というところからいきますと、私、従来、在職中に一番頭悩ましたのが、いわゆる成り代わり受診の問題、紙の保険証ですと本人認証、確認がなかなかできないというよりも保険証自体が証明書扱いになってしまいます。なかなかその対応が取れなかったというのが、マイナンバー確かに完全ではないかもしれませんが、暗証番号とあと顔認証ですね、それで相当な数そこが適正化されるんじゃないかというふうに考えるところです。

それと、保険料の問題にしてもやはり確かにこの諸物価の高騰、苦しい生活を強いられているというふうに思いますが、やはりこの制度を守るためには、やはり応分の負担は必要というふうに思うところです。

以上の理由により、賛成とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号 令和7年度宇美町上水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号 令和7年度宇美町上水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号 令和7年度宇美町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は、議案第25号 令和7年度宇美町一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

本予算の中で情報システム化共同事業費ということで業務委託、そういった関連の予算が組み込まれておりますけれども、全体で約1億円ほどということで、こういった予算はしばらく時間を置けば、そのうちだんだん下がっていくんじゃないかとそういう言い方でしたけども、私は、今後、こういった関連の予算が膨らんでいくのではないかとこの憂慮が拭えないわけがございますね。

なおかつ、この標準化という名の下において、宇美町独自で培ってきたものが切り捨てられていくと、国のつくった形の中に宇美町の行政システムが押し込められていくと、これは、地方自治の大変重大な侵害ではないかというふうに考えております。

行政にデジタル化を生かすことで行政手続の迅速・簡便化が図られ、住民の選択肢を増やすということ自体は別にいいことだと、私は、それはいいことだと思うんですが、しかし今、国が進めようとしているデジタル改革については、やはり言いたいことがあります。自治体に非常に及ぼす影響が大きい、住民へのサービス低下が低下しかねない問題があると。

具体的に言うかどうかということ、1つ目は、対面サービスの後退につながるんじゃないかという問題ですね。実際に、デジタル化を口実に窓口が減少したり、紙手続の取りやめ、対面サービスを後退させる全国の自治体での事例が相次いでおります。

群馬県の前橋市で、移動困難者の方にタクシー利用を補助するマイタク制度がありましたが、高齢者が多く利用していますが、2022年の4月から紙を廃止し、マイナンバーカード利用しか認めないということになりました。コンビニで住民票発行が可能になったからと、東京都北区では、区民事務所7分室を撤廃し、練馬区でも11出張所を廃止しています。

また、例えばICT企業のスマートフォンアプリを利用したプッシュ型子育て支援では、行政が先回りをして、その人の状況に応じたサービスをプッシュ型でお知らせして、申請後、迅速にサービス提供するというように、行政サービスの主軸はICT事業となって、自治体の公的な責任という役割が大きく後退しかねない事態ともなりかねません。

2つ目に、減免や免除といった自治体独自の施策を抑制するという問題です。

21年のデジタル化改革関連法では、全ての自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの理由を義務づけています。また、政府は全ての自治体の基幹業務システムを25年度までにデジタル庁が統括管理するガバメントクラウドに移行することを目指しております。現に、複数の自治体が共同でシステムを利用する自治体クラウドで、国が仕様変更、カスタマイズを認めな

いことが問題となっております。

富山県の上市町では、3人目の子どもの国保税の減免、65歳以上の重度障がい者の医療費窓口負担の免除の提案に対して、町長が自治体クラウドを採用しているため、町独自の減免はカスタマイズできないという答弁をして、こういった減免の提案を拒否しております。

自治体は国がつくる鑄型に収まる範囲の施策しか行えず、住民サービスが後退しかねない、これは、先ほども申し上げたとおり地方自治の侵害であるというふうに言わざるを得ません。

3つ目は、自治体リストラの懸念です。

総務省は、半分の職員数でも担うべき機能が発揮するスマート自治体への転換を目指すと打ち出しています。総務省幹部は、デジタル化で無人窓口も実現可能ではないかと主張しています。総合的な住民サービスを後退させることになる職員削減は認められないというふうに考えております。

私ども日本共産党では、行政手続のデジタル化を全面否定しているわけではない、ここは注意していただきたい。全否定しているわけではないです。しかし、原則デジタル申請である持続化給付金、家賃支援金、文化芸術支援金では、支援を受けられない事業者が多数生まれました。また、災害時では、電源の確保、情報通信機能の麻痺、自治体のサーバーの水没など、問題となるデジタルよりもアナログのほうが安定的な手段となっている。

行政サービスでは、デジタルも大事なんだけど、アナログもデジタルも両方やっていく、同時並行でやっていくことが大事ではないかなというふうに思います。

行政サービスにおいて、使いたい人が使えればいいという自己責任を持ち込むことは許されないと考えます。使えない人の間で行政サービスに格差、デジタルディバイド対策に取り組むと言っておりますけど、デジタルディバイドがあってはならないことは当然です。住民の多面的なニーズに応えるためには、デジタル手続とともに窓口での相談など対面サービスを拡充し、住民の選択肢を増やすことが重要ではないかと思えます。

また、ちょっと話が外れますけども、丸山議員の指摘で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使い道について指摘がありまして、丸山議員の意見に全面的に賛成するわけではないんですけども、私は、やはり水道料金の基本料の減免にこそ、この交付金は使うべきではないかなと、その点については、私は同意したいと思えます。

しかし、さらに言うならば、これは、国の交付金の額が少な過ぎる、この今の物価高騰、経済危機から町民の暮らしを応援するという上では、予算措置が少なかったなど。国はもっと交付金を、あと1億円か2億円ぐらいは多めに出してもよかったのではないかなというふうに思っております。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

令和7年度宇美町一般会計歳入歳出予算について賛成討論をいたします。

歳入歳出それぞれ151億2,783万8,000円で、前年度と比較して9.4%、13億188万9,000円の増額で過去最大規模になっている当初予算は、昨年を引き続き、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響緩和策として、自治体が地域の実情に応じて町民や事業者をきめ細やかに支援するため、2022年度に創設され活用されています。これまでも同交付金を活用した生活者向けの物価高騰対策として、低所得の住民税非課税世帯への給付が行われるとともに、学校給食費の負担軽減や水道料金の減免、プレミアム付き地域商品券発行事業など独自の支援が実施されました。

令和7年度には、町民や事業者に対し効果的と考える事業として、地域経済に欠かせない物流の維持や交通手段の確保、雇用の維持などを目的に、町内運送業事業者や交通事業者に対し運送事業者等支援金給付事業費や、商工業者の支援や町内での消費拡大を図るためにプレミアム付き地域商品券発行事業、また、値上げが予定されている給食費について値上げ分の補填等をする支援が計上されています。

その中で、ガソリン代高騰と運転手不足等に大変苦慮されている当町の運送業者や交通事業者に対し、支援金の給付は近隣の町のどこよりも早く、町長の決断で予算計上がされたことは大変に評価いたします。

今後、スマートインターの計画もある中で、運送事業者が多く起業されている当町は、物流拠点として間違いなく町の活性化につながる事業だと思っています。重点支援地方交付金のこの推奨事業メニューとしては、平等で全て合致するものと考えております。

また、3年目となる第7次宇美町総合計画の柱となる6つの基本目標も引き続き取り組まれる中、デジタル化や学校教育関係、また防災関係など様々な新規事業が予算計上され、攻めの予算編成になっていて大変期待するところであります。

しかしながら、物価高騰の影響や人件費、扶助費などの増により、財政調整基金を6億円余り切り崩すなどして厳しい財政の中、町長をはじめ執行部は大変苦慮された予算編成となったと思います。

町長の提案総括説明にもありましたが、費用対効果を最大限意識し、政策を推進し、安定した財政運営を行うという決意がされたものと受け止めております。

今後も、厳しい財政状況や突発的な災害も予想される中、自主財源の確保により一層努めていただき、全町民が安心できるまちづくりの推進に期待をして賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 令和7年度宇美町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第一、同意第2号

○議長（古賀ひろ子）

追加日程第一、同意第2号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、同意第2号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明をいたします。

宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めます。氏名は百田吉一氏、住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、宇美町固定資産評価審査委員会委員の松田初善氏が令和7年3月31日付で辞任されることに伴い、後任として百田吉一氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

2ページに、参考資料1として、百田吉一氏の略歴を添付しております。また、3ページに参考資料2として、上段に地方税法の抜粋、下段に現在の固定資産評価審査委員会の委員名簿を掲

載しております。

委員の定数につきましては、地方税法第423条第2項の規定に基づき、町税条例第78条において、3人と定めております。また、法第423条第3項において、委員は当該市町村の町税等の納税義務がある者のうちから議会の同意を経て選任することとなっております。

任期につきましては、同条第6項におきまして3年と定められておりますが、松田委員が任期の途中で退任されることから前任者の在任期間となり、本日、百田吉一氏の選任の同意が得られましたら、任期につきましては令和7年4月1日から令和7年9月30日までの6か月間となります。

以上で説明を終わりますが、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

これから、同意第2号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

追加日程第二、議案第26号

○議長（古賀ひろ子）

追加日程第二、議案第26号 宇美町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第26号 宇美町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案理由につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、職員等の旅費の見直しを行うに当たり、宿泊費等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案の2ページから6ページが改正の本文、7ページから17ページまでが新旧対照表、18ページ、19ページに参考資料を掲載しております。

改正の内容につきましては、参考資料を使って説明をいたします。

まず、改正の理由でございますが、近年の宿泊価格の高騰に対応するため、職員等の旅費の見

直しを行うものでございます。また、国との均衡を図る観点から、国家公務員に準じた額に改正を行います。

次に、2の改正の概要でございますが、現行と改正後と比較する表で説明をいたします。この表は、左側に現行の規定を、右側に改正後を記載し、改正の箇所にはアンダーラインを引いております。

まず、上段の特別職等でございますが、現行の規定では、日当として1日につき2,500円を支給することとしていたものを、改正後は日当を廃止し、新たに宿泊手当として1夜につき2,400円と定め、宿泊料を1夜につき1万3,100円を、改正後は宿泊料を宿泊費と改め、1夜につき、国の旅費支給規程別表第2の指定職職員等の宿泊費基準額を上限とした実費に改めるものでございます。

下段の職員につきましては、1日につき1,300円としておりました日当を、宿泊手当1夜につき2,400円に、宿泊料1夜につき1万3,100円を宿泊費1夜につき、国の旅費支給規程別表第2の職員の級が10級以下の者の宿泊費基準額を上限とした実費に改めるものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

次に、4の改正する条例一覧ですが、本条例の施行により、表に列記しております4つの条例を改正することとしております。

最後に、資料19ページには、国家公務員宿泊費基準額の表をつけておりますので、御確認をお願いします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号 宇美町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三、発議第1号

○議長（古賀ひろ子）

追加日程第三、発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（藤木 泰）

発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和7年3月10日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿、提出者、議会運営委員会委員長藤木泰。

提案の理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定を整備する必要がある。これが提案の理由です。

資料2ページが改正文、3ページから8ページが新旧対照表となっております。

この改正は、提案理由で申し上げたデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条に第8項が新設されることに伴う引用部分の項番号の繰下げを行うもの、また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴う文言の修正、その他所要の整備を行うものです。

資料2ページを御覧ください。

施行期日は附則に定めるとおり、令和7年4月1日からとしておりますが、刑法等の一部改正に関わる部分は、法律の施行に合わせて施行することにしております。

説明は以上です。御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。藤木委員長、議席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号 宇美町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子）

日程第6 閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任することに決定しました。

○議長（古賀ひろ子）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年3月宇美町議会定例会を閉会します。

○議会議務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時59分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月11日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 鳴 海 圭 矢

署名議員 黒 川 悟